

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 高額療養費制度の見直しについて

令和8年8月から、公的医療保険制度の持続可能性を確保するために高額療養費制度が見直されます。主な見直し内容は、月額上限の変更及び年間上限額の新設となります。このうち、後期高齢者医療制度に関連する適用区分の上限額は下表のとおりです。

適用区分	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) <多数回該当>	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)
現役並みⅢ	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	—
現役並みⅡ	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	—
現役並みⅠ	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	—
一般Ⅰ・Ⅱ	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
住民税 非課税世帯Ⅱ	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
住民税 非課税世帯Ⅰ	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である方は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がります。
(44,400円→34,500円)

※2 年収約200万円未満であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いとなります。

お問合せ先：厚生労働省コールセンター (☎0120-617-111)
青森県後期高齢者医療広域連合 (☎017-721-3821「自動音声案内2番」)
東通村 税務課 国保グループ (☎0175-33-2134)

2 「お薬代負担軽減のご案内」の送付について

ジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性がある方へ、「お薬代負担軽減のご案内」を8月末に送付し、どのくらい安くなるかをお知らせします。ジェネリック医薬品の利用を希望する方は、医師や薬剤師にご相談ください。

お問合せ先：青森県後期高齢者医療広域連合 (☎017-721-3821「自動音声案内3番」)

3 振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更(口座名義、解約、金融機関の店舗統廃合等)があったときは、必ず税務課国保グループへ届出してください。

※届出がないと、振込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

お問合せ先：税務課国保グループ (☎0175-33-2134)

4 交通事故等にあったとき

交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、マイナ保険証等を使って治療を受けたときは、必ず税務課国保グループへ届出してください。また、自損事故の場合も届出が必要です。

詳細については、税務課国保グループまたは青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。